

越前市障がい者福祉システム  
貸借及び保守業務  
仕様書

令和4年1月4日

越前市役所

## 目次

1. はじめに .....	2
1. 1 業務の名称.....	2
1. 2 本仕様書の位置づけ .....	2
1. 3 用語の定義.....	2
2. 前提 .....	2
3. 本業務の要件 .....	3
3. 1 基本要件 .....	3
3. 2 必須要件 .....	3
3. 3 業務内容 .....	3
4. システム要件 .....	4
4. 1 システム機能範囲.....	4
4. 2 システム要件仕様.....	4
4. 3 システム機器要件.....	5
4. 4 システム運用保守.....	5
5. 導入スケジュール等 .....	6
5. 1 システム本番稼働日 .....	6
5. 2 システム運用期間.....	6
5. 3 システム導入等 .....	6
6. 契約に関する条件等.....	6
7. 成果物等 .....	7
7. 1 成果物.....	7
7. 2 その他.....	8
8. 参考 .....	8

## 1. はじめに

### 1. 1 業務の名称

越前市障がい者福祉システム賃借及び保守業務（以下「本業務」という。）

### 1. 2 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、越前市（以下「本市」という。）が取り組む本業務に関する提案説明資料として作成したものである。

なお、本業務は本仕様書に示す要件のすべてを満たすことを前提とし、本仕様書にない要件において、利用者の利便性向上や、事務の効率化等が達成される解決手法や実現化手法等について、提案を求めるものである。

本仕様書に記載された要件は全て必要な要件と考えているが、実現できない要件がある場合、若しくは代替案による場合は、提案書に必ず記載すること。

なお、本仕様書に記載のない事項に疑義が生じた場合は、原則、本市の解釈・判断に従うこと。

### 1. 3 用語の定義

本仕様書に用いる用語の意味は、以下のとおりである。

#### (1) 障がい者福祉システム（以下「本システム」という。）

障がい者自立支援給付業務、及び障害児通所給付業務に関わる障がい福祉業務を管理・支援するソフトウェアで、障害者手帳（身体・療育・精神）をベースとした、補装具、日常生活用具、自立支援医療、地域生活支援事業等の各種事務処理業務が行えるもの。

## 2. 前提

本仕様書に定める業務要件を満たすサービスの提供を行う上で、次の点を予め了承の上、提案すること。

(1) 既存のパソコンを有効活用できるパッケージソフトであること。また、ネットワークやプリンター等の情報機器についても、可能な限り既存の資源が有効活用できるシステムであること。

(2) ソフトウェアについて、3年6か月の賃貸借に係る複数年契約を前提とする。

(3) 個人情報保護の観点から、個人情報は庁舎外部に持ち出すことを認めない。

### 3. 本業務の要件

#### 3. 1 基本要件

基本要件は下記のとおりとする。

- (1) 障がい福祉関連法令・制度等、及び本市における条例、規則等に適合した処理ができること。
- (2) 障がい福祉関連法令・制度変更、法改正等に容易に対応できるよう、柔軟性、拡張性を保持したシステムとすること。
- (3) 本仕様書によるパッケージソフトについて、今後のソフトウェア保守の観点から、開発元と販売元(受託者)が同一であるものとする。
- (4) 導入作業及び環境構築については、事前協議の上、第三者へ再委託することができるものとする。

#### 3. 2 必須要件

次の要件は必ず満たすこと。

- (1) 受託者は情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS : ISO27001) を取得していること。
- (2) 受託者は品質マネジメントシステム (QMS : ISO9001) を取得していること。
- (3) 提案するパッケージソフトは、地方公共団体での導入稼働実績があること。
- (4) 受託者と提案するパッケージソフトは地方自治体情報システム標準化に対応する予定であること。

#### 3. 3 業務内容

本業務におけるサービス提供事業者の業務内容は、下記のとおりとする。

- (1) 契約期間中、本仕様書に基づく契約内容に応じ、本システムが安定稼働するためのサービスを提供すること。
- (2) 本システムの利用環境の構築は、協議の上、整備を行うこと。また、環境等の方式については提案すること。端末側の接続環境等は本市において整備するが、本システム固有の事情で費用が発生する場合は、サービス提供事業者が負担すること。
- (3) 本システムのセットアップについては、協議の上、必要な各種初期設定等を行うこと。
- (4) データ移行を要する場合においては、協議の上、適切に行うこと。本システム導入に関する必要なデータ等は、本市において準備を行うが、専門的な知識や技術を要する場合や、本システム固有の事情に関する事象については、サービス提供事業者によるサポートが得られること。
- (5) 本システムの機能理解と操作方法習得のため、本番稼働までに関係職員に対して研修を実施すること。

- (6) 本番稼働に際し、必要な検査及び設定等が完了していることを書面等により本市に報告すること。
- (7) 本番稼働に際し、その準備作業として必要となる関係職員による設定作業等、システム操作等に関する本市からの問い合わせに対し、適切な支援体制を整え、対応を行うこと。
- (8) 契約満了時には新システムへのデータ移行を行う際には、サービス提供事業者によるサポートを得られること。
- (9) その他、本市の要求する運用保守体制が整っていること。

## 4. システム要件

### 4. 1 システム機能範囲

- (1) 本システムは基本機能、及びサブシステム等を備え、障がい者支援に関わる各種事務処理業務を包括的に管理できるシステムであること。
- (2) 本システムに求める基本機能は下記のとおりとする。
  - ① 基本情報管理（対象者情報管理）
  - ② 障害者手帳（身体・療育・精神）
  - ③ 補装具費支給
  - ④ 日常生活用具給付
  - ⑤ 自立支援医療（更生・育成・精神通院）
  - ⑥ 手当（特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当）
  - ⑦ 障がい福祉サービス等受給者管理（障害者自立支援・障害児通所支援・地域生活支援）
  - ⑧ 給付費請求審査
  - ⑨ 住民基本台帳連携
  - ⑩ 税情報連携
  - ⑪ 番号制度連携

### 4. 2 システム要件仕様

- (1) 本システムは、別紙「機能要件確認表（様式第9号）」に記載した仕様を満たしていること。
- (2) 実現できない仕様がある場合は、代替案や対応予定を示すこと。実現できない仕様がある場合においても、提案を妨げるものではないが、評価の判断材料となるため留意のこと。
- (3) 回答基準
  - A…標準のパッケージ実装機能で実現可能
  - B…機能を有していないが、個別カスタマイズで実現可能
  - C…機能を有していないが、代替機能で実現可能
  - D…機能要件を実現できない

#### 4. 3 システム機器要件

- (1) 本システムは12ライセンスとし、ネットワークを介してデータを共有できること（クライアントサーバ型）。
- (2) パソコンは、庁内の既存パソコンを利用する。パソコンスペックについては下記に示すとおり。

製品名	HP 250G7 Refresh
型番	2C5A5PA#ABJ
CPU	Intel®Core™ i5-1035G1
メモリ	8GB
HDD	空き 450GB HDD
OS	Windows10 Pro 20h2 64bit
ROM	DVD-ROM
その他	Office2019Standard

- (3) プリンター等の機器は、庁内の既存機器を利用する。
- (4) 庁内LAN回線は既存の回線を使用する。（福井県丹南広域組合で使用している基幹系ネットワーク）
  - ・使用可能なブラウザ Edge、Google Chromeなお、本システムの運用に際し、上記以外のブラウザを使用する場合は、本市情報政策課と協議すること。
- (5) データのバックアップに必要な機器や環境構築等については、最善の方法を提案すること。その際に費用が発生する場合にも、費用額に含むものとする。
- (6) 本番稼働後においても、ライセンスの追加に対応できる環境であること。尚、ライセンスの追加に際しては、別途協議の上、行うものとする。
- (7) データベース、及び本システムを構成するミドルウェア、ソフトウェアについても、将来に渡って信頼性及び能力が保証されていること。

#### 4. 4 システム運用保守

- (1) 本システムに関わるサポートの実施にあたり、個人情報を認知・収集・利用しないこと。
- (2) 本システムの利用に際し、日常業務に支障がないようレスポンスの維持に配慮すること。
- (3) 本システムについて、メンテナンスを随時行い、障害等の抑制に努めること。万が一障害や不具合等が発生又は発生する可能性が判明した場合は、遅滞なく連絡を行うとともに、早急に原因調査・影響範囲の特定を行い、速やかに復旧・対策を講じること。
- (4) 本システムのセキュリティに関して、重大な欠陥、及びそれに類する不具合が判明した場合は、ただちに連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。
- (5) 本システムにおいて、適宜データのバックアップを行える環境を整備すること。又は、提案すること。また、バックアップから速やかにデータが復旧できるよう配慮すること。

- (6) 本システムにおいて、法改正や要望等を加味した機能追加・改善を含むバージョンアップを適宜行い、ソフトウェアの保守を行うこと。
- (7) 操作説明書等各種マニュアル類はデータ等で用意すること。また、必要に応じて改定し、常に最新の状態を保つこと。
- (8) 本システムの利用に関する内容、及び障がい福祉関連法令・制度等の内容について、電話・FAX及び電子メール等でのサポートが受けられること。なお、電話によるサポートについては、平日9時から17時まで連絡体制が整備されていること。

## 5. 導入スケジュール等

### 5. 1 システム本番稼働日

システム本番稼働日は、令和4年4月1日とする。

### 5. 2 システム運用期間

システムの運用期間は、本番稼働日、令和4年4月1日から令和7年9月30日の3年6ヶ月。

### 5. 3 システム導入等

- (1) 上記のシステム本番稼働日及びシステム運用期間を想定し、また、データ移行が必要な場合も合わせて考慮の上、導入スケジュールを提案すること。
- (2) データ移行を行う場合は、業務に支障がでないよう、できるかぎり本市職員の作業負担の軽減ができる方法により実現し、リスク等も考慮した上で確実に実施すること。

## 6. 契約に関する条件等

- (1) 一括再委託等の禁止
  - ア 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
  - イ 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、委託者から書面により承諾を得なければならない。
- (2) 契約不適合責任
  - ア 委託者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
  - イ アの場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

ウ アの場合において、委託者は、受託者に相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(ア) 履行の追完が不能であるとき。

(イ) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(ウ) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(エ) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

### (3) 支払条件

半期ごとの後払い

### (4) 個人情報の取り扱い

受託者は、本業務の実施に当たり、個人情報の保護に留意し、本市が定める規則、規程、その他関係法令等を遵守すること。

### (5) 秘密の保持等

ア 受託者は、本業務の実施に当たり知り得た情報について、第三者への流出、漏えい等が起こることがないように、必要な措置を講じなければならない。

イ 受託者は、本業務の実施に当たり知り得た情報及びその過程で生じた成果品に関する情報は、委託者の書面による同意がない限り、本業務の目的以外に利用又は第三者への開示若しくは提供をしてはならない。

ウ 本業務の契約とは別に秘密保持契約を締結するものとする。

## 7. 成果物等

### 7. 1 成果物

サービス提供事業者は本番運用開始までに下記の成果物を納品すること。

(1) 本システム一式

(2) 本システムの操作マニュアル一式

(3) 本番稼働報告書

(4) 導入にあたり発生した協議内容等の議事録

その他、本市の指示するものについて、協議の上、必要な範囲で作成すること。



## 7. 2 その他

本仕様書に記載されていない事項または、記載内容に疑義が生じた場合は、その都度協議の上、決定すること。

## 8. システム要件

越前市の状況

- ・住民基本台帳人口 82,081人（令和3年12月1日現在）
- ・手帳等の交付者数 （令和3年3月31日現在、単位：人）

区分	交付者数
身体障害者手帳	3,247
療育手帳	713
精神障害者保健福祉手帳	683
自立支援医療（精神）支給認定	1,100